

「科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について」 中長期的課題に関する意見整理

・ 基本的認識：経緯と現状

(1) 第2期科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)には、その基本理念として、「産業技術力は、我が国産業の国際競争力の源泉であり、国民生活を支えるあらゆる産業活動を活性化していく原動力でもある。また、産業技術は科学技術の成果を社会において活用する観点からも重要である。我が国経済の活力を維持し持続的な発展を可能とするため、技術の創造から市場展開までの各プロセスで絶え間なく技術革新が起きる環境を創成し、産業技術力の強化を図ることで、国際的な競争優位性を有する産業が育成されることが必要である。特に、研究開発に基盤を置いた新産業の創出が必要であり、このため、科学技術と産業とのインターフェースの改革が急務である。具体的には、例えば、TLO等の技術移転機関が質的量的に充実し、公的研究機関からの特許の移転が進み、公的研究機関発の数多くのベンチャー企業が起こるなど、公的研究機関の研究成果が数多く産業へ移転される、国際標準が数多く提案される、国際的な特許の登録件数が増加する、産業の生産性が向上するなど強い国際競争力を持つことを目指す。」とされている。

(2) その重要施策として、「公的研究機関において、有用な研究成果を実用化に結びつける仕組みを整備する。このため、以下のような施策を推進する。

第1期基本計画においては、自らの研究成果を伴って研究者が流動できるとの観点、及び研究者個人へのインセンティブを向上させる観点から、職務上得られる特許等について個人への帰属を導入し、活用促進を図ってきた。しかし、当該特許等の個人帰属は増加したものの、その実施という観点では必ずしも増加に結びついていない。研究開発成果の活用をより効果的・効率的に促進するため、個人帰属による活用促進から研究機関管理を原則とする活用促進への転換を進める。

研究機関は、研究機関管理に必要となる特許等の取得、管理、展開の機能を整備する。技術移転機関は、研究機関のこれらの機能を支援する活動を促進する。

研究機関管理への転換に当たって、発明者である研究者に対するインセンティブの一層の向上を図る観点から、実施料収入からの個人への十分な還元が行えるよう制度を整備する。なお、研究者が異動する場合における発明者インセンティブの継続についても十分に留意することが必要で

ある。」とされている。

- (3) 特許等の知的財産については、平成14年2月に総理がその施政方針演説で知財戦略取り組みを表明して以降、国家的な取り組みが積極的になされてきた。総合科学技術会議において、同年6月に、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより国の科学技術振興を図るという重要な国家戦略をとりまとめた。また、これを受けて、活力ある経済社会を実現するための国家像として、同年7月に知的財産戦略大綱が取りまとめられ、その中で「知的財産立国」を目指すこととした。その後同年12月に「知的財産基本法」が公布され、平成15年6月及び平成16年5月に総合科学技術会議において知的財産戦略がとりまとめられ、それらをそれぞれ反映して、平成15年7月に「推進計画」が、平成16年5月に「推進計画2004」が決定されている。
- (4) これらの答申を受けて、大学やその他の公的研究機関等(以下、「大学等」という。)で生じた発明やマテリアル等の研究成果の機関一元管理が進められており(例;全国で187の国公立大学が機関帰属化の方針を決定済み)、大学等における知的財産の管理・活用体制の整備は着実に進められている(例;知的財産の管理活用体制整備済みの国公立大学等の数は現在119)。
- (5) また、知的財産の範囲についても、発明のみならず、考案、意匠、商標、データベース、プログラム、デジタルコンテンツ、有体物(マテリアル)、その他の技術情報やノウハウ等、相当広範な範囲を対象とするようになってきている。

・今後取り組むべき課題

このような状況を踏まえ、知的財産施策を今後の科学技術政策の重要な施策の柱の一つとして位置づけ、科学技術の振興と発展の観点から、今後取り組むべき中長期的な課題として、以下のものを取り上げることとする。

1. 大学等における知的財産創造基盤の整備

大学等は学術研究の推進及び優れた人材の育成を行うこと等が使命であり、技術開発によって利潤を追求する企業とはそのミッション、パラダイム等を異にする。大学等は独創的かつ革新的な研究成果としての知的財産を生み出すことが求められているのではない。

そのためには、

- (1) 大学等は、実用的な知的財産の創出などを通じた社会貢献のみならず、知的財産の創造基盤として科学技術に重点を置いた教育や基礎的な研究の充実も併せて図ることにより、世界に通用する優れた人材育成や魅力ある大学等作りなど、大学等全体として活性化させる必要があるのではない。
- (2) 大学等を活性化させてその教育研究の国際競争力を高め、また研究者の流動性・多様性を向上させるため、これを阻害しないような知的財産の取り扱いルールなどを整備する必要があるのではない。
- (3) 大学等から優れた知的財産が円滑かつ継続的に生み出されてくるためには、自由な研究環境を確保する必要があることを踏まえ、大学等の試験・研究活動における他者の特許発明の使用を円滑化するための方策を講じるべきではない。
- (4) 科学技術の発展に寄与するため、特許情報や論文情報を効率的かつ安価に活用可能とするためのデータベース等情報環境を整備すべきではないか。また、大学等研究現場における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、学術情報ネットワーク等を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようにする必要があるのではない。

2. 大学等の属性に配慮した知的財産管理活用体制の整備

大学やその他の公的研究機関等(以下、「大学等」という。)で生じた発明等の知的財産は、社会還元されるためには産業化されることが有効であるから、従来の「科学技術の振興」から「イノベーションの創出」へと一歩踏み出し、効率的な産学官連携を図っていくことが必要ではないか。

そのような大学等は、今後「知的財産立国」を目指すために、優れた知的財産の創造及び活用(技術移転)にも積極的に取り組むことが求められているのではない。

そのためには、

- (1) 大学等に求められる重要な使命の一つとして研究成果の社会還元があることを自覚し、産学官連携・技術移転体制を整備する際には、その研究成果が社

- 会全体において最大限に活用されるような仕組みとすべきではないか。
- (2) 産学官連携の強化のための体制の整備は進んだが、共同研究契約やライセンス契約が柔軟性を欠きスムーズにいかない、大学知的財産本部やTLOの運用が硬直的であるため、かえって民間との交流の妨げになっているケースもあるなど、現実運用の面での利用に関する問題が顕在化している。大学知的財産本部、TLO、産業界等、産学官連携に関わる各機関の問題点を洗い出し、産学連携が円滑に進むよう、方策を検討すべきではないか。
 - (3) 大学等は、研究による知的財産の創造段階から、共同研究や技術移転等知的財産の活用段階までの一連の業務を効率的に推進するためのトータルな知的財産システムを整備する必要があるのではないかと。そのためには、社会ニーズを踏まえた戦略的・組織的な共同研究への取組を支援するとともに、大学知的財産本部やTLO、他の産学官連携組織の役割を明確化し、あるいは必要に応じて見直しをして行くべきではないか。
 - (4) 全体として知的財産取得管理体制の整備は進んだが、大学等が関与する紛争処理への対応等知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。この問題についても適切に対応できるような体制整備を図る必要があるのではないかと。
 - (5) 知的財産権の原則機関帰属化ルールの下で、大学等が研究者の流動性の高い組織であることを十分考慮した適切な技術情報管理、知的財産管理を行うべきではないか。
 - (6) 産学官連携・技術移転に積極的に取り組む研究者・大学を適切に評価するシステムを確立すべきではないか。その評価は、単にロイヤリティ収入の額が多いといった一方的な評価とならないよう留意すべきではないか。

産業界は、産学官連携・技術移転に積極的に取り組む大学等を適切に評価するとともに、大学等の属性、即ち企業とは異なる目的を有していることを尊重して、企業間の関係とは異なる新たな関係構築について理解、協力をすべきではないか。

3. ライフサイエンス等分野特有の知的財産戦略の構築

ライフサイエンス分野(バイオテクノロジーや医薬等)については、他の技術分野に比して、以下のような特徴を有する。

- ・ 研究に要する費用が大きい。
- ・ 研究開発から製品化までの時間が長くなる
- ・ 基礎研究と応用研究、製品開発の差が小さい。

- ・ 遺伝子やリサーチツール等研究の上流に位置するものが多い。
- ・ 1件の特許が商品に与える影響が大きい。(1商品1特許)
- ・ 研究成果が商品(医薬等)として利益を生み出す確率が低い。
- ・ ヒット商品による利益は莫大である。

このような技術分野は、ハイリスク・ハイリターンであるため、大学等の研究に対する依存性が高く、また、知的財産の活用戦略も他の分野と大きく異なる。

また、この分野は我が国産業の国際競争力強化のための重点技術分野にもなっており、研究開発の国際競争力を産業の国際競争力に高めていくためには、知的財産戦略の推進をしていかなければならない。

このような技術分野においては、その特徴を踏まえた産業分野別の国家知財戦略をとって行くべきではないか。

4 . 知的財産の保護強化

- (1) 大学等の研究が円滑に進むよう、大学等の試験研究やリサーチツールの特許法上の取扱いを見直すべきではないか。
- (2) 特にバイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験データの拡充等が必要なことが多いので、これを可能にすべく、米国と同様に一部継続出願制度の導入や拒絶理由通知の応答期間の延長、外国語出願の翻訳期間の延長など、制度の改善等について検討すべきではないか。
- (3) 科学技術を融合させたデジタルコンテンツを保護する新しい仕組みについての検討をする必要があるのではないか。

5 . 地域における知的財産の戦略的活用の支援

- (1) 地域における知的財産を活用した活動を振興すべきではないか。そのため、大学等と、地域企業、地方自治体の公設試験研究機関の連携強化を図るべきではないか。
- (2) 大学等と地域企業との間で円滑な産学連携が進められ、特色ある知的財産の創造・活用が図られるためには、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの果たすべき役割は極めて重要である点を踏まえ、このような専門家の確保育成に積極的に取り組むべきではないか。

6. 知的財産関連人材の育成

特に近年の知的財産の重要性の高まり、知的財産に関する業務の拡大を踏まえると、知的財産に関する多種多様な人材の充実確保を図る必要があるのではないかと。その中で、大学は、研究機関であると同時に、高度な教育機関としての役割が求められているのではないかと。

そのためには、

- (1) 科学技術の振興を担う者として、理系文系問わず知的財産人材の育成を行うべきではないかと。
- (2) 優れた研究成果を優れた知的財産としていくため、その広く強い権利化を目指し、そのための国際的視野を持った知的財産専門人材を、質量共に十分確保育成すべきではないかと。

7. 知的財産学の整備・発達

知的財産の適切な創造、保護、活用からなる知的創造サイクルを活性化させ、真の「知的財産立国」を実現するためには、知的財産を戦略的にマネジメントでき、国際的にも通用する様々な専門家を養成すると共に、国民全体が知的財産に対する正しい認識を持ち、これを尊重する社会を形成していく必要がある。そのためには、法律、科学技術、ビジネス、知的財産政策、国際面等を含めた学問体系を整備し、発達させることが求められているのではないかと。

そのためには、情報学や環境学の発達によって、情報(IT)産業や環境関連産業が発達したことに鑑み、科学技術、コンテンツ、法律、経営等の多様なアプローチに基づき、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進すべきではないかと。